

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回成年後見制度利用促進協議会
開 催 日 時	令和7年7月14日(月) 午前10時00分～午前11時30分
開 催 場 所	伊勢崎市役所北館4階会議室
出 席 者 氏 名	(委員) 堀川会長、細井副会長、山本委員、内山委員、岡田委員、関根委員、茂木委員、徳江委員 (事務局) 【高齢政策課】 星野係長、小暮主査 【地域包括支援センター】 瀧澤主幹、佐羽主査 【障害福祉課】 澁谷主査 【伊勢崎市社会福祉協議会】 佐藤係長、田島相談員、矢内相談員
傍 聴 人 数	0人(公開)
会 議 の 議 題	1 開会 2 協議事項 (1) 事業報告について (2) 地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて 3 その他 4 閉会
会 議 資 料 の 内 容	1 次第 2 委員名簿 3 R6実績報告書(年次)(資料1-1) 4 R7実績報告書(4月～6月分)(資料1-2) 5 R7支援者向け研修会・市民向けセミナー予定(資料1-3) 6 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画(概要版)(資料2)

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1 開会

2 協議事項

(1) 事業報告について

- ・成年後見制度利用促進事業実績（令和6年10月～令和7年6月分）（資料1－1/資料1－2）を用いて、成年後見相談センター立ち上げ後の相談件数等について報告し、意見を徴取した。

【委員の意見】

- ・実績の相談経路を見ると、高齢者相談センター（高齢分野）からの相談が比較的多く、障害者基幹相談支援センター（障害分野）からの相談が少ない結果となっている。今後、障害分野に向けてのアプローチも必要になってくるのではないかな。

(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて

- ・地域連携ネットワークの3つの役割(①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護)のうち、①と②について委員から様々な意見や情報を聴取し、意見交換を行った。

【委員の質問】

- ・高齢分野においても障害分野においても、虐待の早期発見は重要である。虐待案件で成年後見制度に係る市長申立てをしたケースがあったら教えてほしい。

【事務局回答】

- ・高齢分野の市長申立ての傾向としては、精神保健分野の病院からの相談が多く、内容としては長期入院をしている方の金銭管理や契約行為に関わることが多く、虐待に関連した市長申立ては近年案件としてはない。

【委員の意見】

- ・成年後見制度の申立てを検討するにあたり、必ずしも経済的虐待だけではなく、（万能ではないが）広い意味で当該制度は本人の権利を擁護する制度のため、身体的虐待等でも本人の権利が侵害されるような相談があった場合、本人の権利を守るひとつの手段として当該制度の利用を考えても良いのではないかな。

【委員の意見】

- ・成年後見制度は、権利侵害を受けている人をサポートする制度であるため、そういった人たちを早期に発見するためには、民生委員や自治会などの協力（ネットワークの構築）が必要であり、権利擁護（虐待や成年後見制度等）についての研修などを進めていく必要があるのではないかな。また、生活支援体制整備事業や重層支援体制の構築もネットワーク構築にあたり重要な施策となってくるのではないかな。

【委員の意見】

- ・それぞれの部署が権限を持って、権利擁護支援を行っているが、縦割りの相談を受けるだけではなく、広い視野を持って相談対応にあたり、関係課で情報共有をしながら、成年後見制度の利用について考えていけたら良いのではないか。相談を受ける専門職のスキルの向上も重要であり、また、地域の人（民生委員や自治会等）にも、そういったスキル（幅広い視野）について研修などを通して、落とし込んでいく必要があるのではないか。

【委員の意見】

- ・伊勢崎市では、民生委員に対して成年後見制度に関する研修を定期的に行っている印象がある。しかし、難しい制度であるため、なかなか民生委員の中で当該制度が浸透しておらず、必要な人がいたとしても、なかなか当該制度に結びつかない現状があると思う。また、児童委員として子育て世帯に関わる際に、子供だけの問題ではなく多重課題（養護者の障害など）であることが多く、成年後見制度が必要な場合であっても、（障害分野で関わりのある）相談員から制度に結びついていない印象がある。

【委員の意見】

- ・虐待や成年後見制度にしても、困っていないと相談として上がってこないため、それが無い状態で掘り起こして行くことは難しいと思う。

【委員の意見】

- ・銀行から「何度も何度も毎日のように通帳を紛失したと、再発行に来るお客さんがいるが、成年後見制度でなんとかなるのか」との相談を受けることがある。しかし、後見人を選任したところで、後見人が毎日監視しているわけではないので、銀行に行ってしまうことに関しては解決できないと説明している。このように、当該制度は万能ではないが、広く本人の権利を擁護することができる制度であり、どの業界でも当該制度を利用する可能性は常にあると思う。そのため、ネットワークの構築というのを広く持って、いろいろなところにアンテナを張って情報収集していくことに尽きると思う。

【委員の意見】

- ・支援者向け研修を継続していくことが重要であると思う。権利擁護が必要な人の中には、自分が困っていることに気が付かない人もいるため、そういった人たちの困りごとにも目を向けられる（気が付ける）支援者を養成していくことも重要である。また、（市やセンター等）に、相談に来た際に、対応する職員が想像力を働かせ、主訴を読み取ることができるような職員研修も必要だと思う。

【委員の意見】

- ・ケアマネジャーの業務において、介護施設への入居や介護サービス利用の際に利用者との契約が必要となるが、手が震えて物理的に記名ができない、判断能力の低下によって記名ができない、など様々な問題に直面し、“契約行為の締結”が壁となることが多い。しかし、そこから成年後見制度の利用に結びつくケースは少なく、家族に代筆してもらったり、身元保証や金銭管理などを行っているNPO法人与自然と契約（財産管理委任契約）してもらったりして、何とか利用してもらうことが現状としてある。依然として、ケアマネジャーの中では、成年後見制度の利用や関係機関への相談はハードルが高いのが現状である。

【委員の意見】

- ・確かに、契約時に身体上の理由や判断能力の低下により、契約者本人が記名できない場合、代筆をすることで契約を締結してしまっている現状はあるが、それが結果として本人の利益になるようなことであれば、法的に良いか悪いか別として、広い意味で権利擁護といえるかもしれない。

【委員の意見】

- ・伊勢崎市社会福祉協議会では、市から生活支援体制整備事業の委託を受け、月1回程度、協議体の活動を行っている。市の地域包括支援センターや各地区の高齢者相談センターにも参加してもらい地域のひとと支え合いの活動を行っている。居場所づくりも進めており、その中で住民同士が「この人の様子がおかしいな」など、気付けるような機会と場所をつくり、高齢者相談センターなどにつなげるような地域づくりを進めていきたいと考えている。

【委員の意見】

- ・障害分野において、市内では知的障害者や精神障害者（手帳を所持している人）が増加しており、身体障害者は減少のみである。その中で、知的障害については、「親の会ネットワーク」や「手をつなぐ育成会」という団体があるので、ある程度、支援の輪がある。しかし、精神障害については、家族会は休眠状態で地域との関わりがなく、家族が孤立している現状がある。そのような中で、知的障害については、昨年、一昨年と手をつなぐ育成会で成年後見制度に関する説明会を実施した。精神障害については、昨年度、厚生労働省のモデル事業として「心のサポーター養成講座」という事業を開始し、民生委員や相談員等40名程度に受講してもらった。今年度から本格的な実施を考えており、民生委員を対象に約100名程度に受講をしてもらう予定となっている。

【委員の意見】

- ・成年後見制度を含めた権利擁護に関する相談窓口や誰に相談したら良いかなど、広報や周知が十分でない状況の中で、今後も支援者向け研修会等をセンターとともに進めて

	いくことが必要であると感じた。また、民生委員については、成年後見制度に関する研修等を受講する機会は多くなっているが、区長についてはそういった機会が少ない現状があるため、何か方策を検討していきたい。最後に、費用の面で成年後見制度の利用を諦めてしまう人がいないよう費用助成（成年後見制度利用支援事業）の拡充を図ってきたが、今後もより充実させていきたいと思う。 【委員の意見】 ・地域包括支援センターでは、様々な相談が寄せられ、相談件数が増加してきている。しかし、籠ってしまい表に出てこないケースが、より深刻になっていると肌で感じている。そのようなケースにどのように対応していくかが課題である。生活支援体制整備事業の中で、地域の支え合いにおいて、講師の方が、今までは支える側の話し合いが中心となっていたが、支えられる側の人（地域で困っている人）に向けたアプローチ（困ったことがあったら「助けてください」と声を上げるよう伝えていくこと）が重要だと聞いた。今後も、生活支援体制整備事業を通して、地域の支え合いについて話し合いを続けていきたいと思う。 【委員の意見】 ・伊勢崎市の利用支援事業は、書類作成援助代や代理援助代も対象としているため、非常に助かっている。群馬県内だと伊勢崎市と太田市だけが、当該費用を対象としているため、県内で統一してもらえるとありがたい。 3 その他 事務局より次回の協議会の日程について、詳細は未定であるが、目安としては10月末又は11月中に実施することを伝えた。 4 閉会
--	---